

防災・くらし・福祉守る県政へ

いっせい地方選挙後初の定例会となる6月県議会が6月14日に開かれました。4月から8年ぶりに高田由一議員を県議団に迎え入れ、いのちとくらし、雇用を守るあたたかい県政へと力あわせがんばります。

日本共産党県議会報告

2011年6月議会特集

防災対策が議論された6月定例会

6月定例会では一般質問した16人のうち13人が防災を取り上げました。日本共産党は「災害に強いまちづくり」として、医療・福祉基盤の強化、緊急避難場所・避難計画の見直しや避難路の整備、要援護者の避難支援と必要な災害情報の伝達手段の強化などを求めました。

避難場所、緊急点検など 県の防災対策見直し

東日本大震災を受け、県の防災対策が見直されます。緊急避難先については、より安全な避難場所の確保と避難場所へ逃げるための整備という観点から総点検を行います。災害情報については、事前登録なしで、県が発信する災害・緊急情報を「エリアメール」により送信エリア内の県民が携帯電話で受信します。(今年度はNTTドコモ端末のみ) また、県民一人ひとりの「避難カード」を作成し、配布しています。

要援護者への避難支援

日本共産党県議団がこれまで強化を求めてきた要援護者の避難支援については、要援護者一人ひとりの「避難支援プラン」の作成と「避難行動要支援者」の登録を県が働きかけ、26市町が作成に着手。要支援者約1万8千人が登録され、約3割の方に個別計画が作成されています。しかし、要援護者の避難支援をそれぞれの地域で具体的に計画していくことは、これからの大きな課題となっています。

ダム点検にも取り組む

日本共産党県議団は地震によるダムの被災について、県がこれまで「ダムは安全」「被害想定はしていない」としている姿勢は改めるべきだと主張。ダム・ため池を現在の知見と技術水準で再点検し安全対策を講じること、ダムの崩壊など最悪の事態を考えたシミュレーションをしておくことを求め、仁坂知事は再点検・シミュレーションに取り組むことを約束しました。

景観支障 条例を制定

建物の所有者に建物が廃虚化しないよう求める「景観支障条例」が来年1月から実施されます。屋根の3分の1が落ちているような廃屋は、住民の申し立てを審査し、県が撤去の命令や代執行する場合があります。

原発ゼロへ 和歌山の立地計画は断念を

▽関西電力へ申し入れ

日本共産党県議団は6月13日、党衆院議員、近畿の府県会議員らとともに「原発ゼロ」へ向けて関西電力本店と交渉しました。関西電力は「エネルギー安定供給のため原発は必要」と述べ、御坊市の使用済み核燃料中間貯蔵施設計画について「中止と言ったことはない」、日高と日置川の原発計画については「やりたいが地元の意向もある」と答えました。これらの計画を断念させるための運動を広げ、より大きな声をあげいく必要があります。

▽県知事への申し入れ



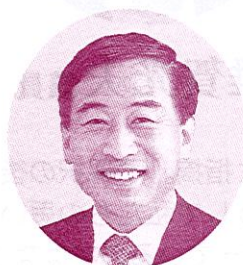
6月14日、仁坂知事に「①関電に和歌山の原発計画を断念させること②政府に原発撤退を求めること③自然エネルギーの促進」を申し入れました。

▽高田県議が 一般質問で

高田議員は、歴代知事が「適地性、安全性、地元同意の3原則を前提に地域振興の立場で取り組む」と繰り返し、原発推進の姿勢を続けてきたなか、地元住民の反対運動がなければ、和歌山は原発集中立地県になっていたとのべ、「和歌山に原発はつくらせない、関電は計画を断念せよ」と表明するよう仁坂知事に求めました。仁坂知事は「就任以来、原発建設の申し入れを受けたことはない。福島原発事故を踏まえれば現状では原発立地は難しい」と答えるにとどまっています。

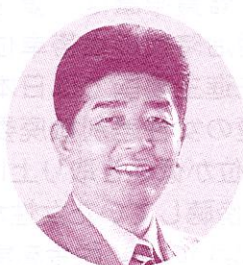
原発・エネルギー政策に関する意見書を提案

日本共産党は原発・エネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書を提案しました。①原発の新增設計画は中止も含めて見直すこと②停止している原発については地元同意のない限り再稼働させないこと③自然エネルギーの本格的導入と低エネルギー社会への移行に向けて国をあげて取り組むことを強く要望しています。日本共産党が発案し、公明党、刷新クラブとともに共同提案した同意見書案には、自民党、改新クラブ(民主系)が反対し、反対多数で否決されました。



雑賀光夫
(海南市・海草郡)

- 文教委員会
- 行政改革・基本計画等に関する特別委員会(副委員長)



松坂英樹
(有田郡)

- 総務委員会
- 半島振興・交通・産業振興対策特別委員会委員
- 議会運営委員会委員



奥村規子
(和歌山市)

- 福祉環境委員会(副委員長)
- 人権・少子高齢化・環境問題等対策特別委員会
- 歯科保健推進に係る条例案検討会



高田由一
(西牟婁郡)

- 農林水産委員会
- 東南海・南海地震等対策特別委員会
- 予算特別委員会

県議会本会議の傍聴にお越しください。

本会議はどなたでも申し込みなしで傍聴できます。車椅子でもお越しいただけます。

日本共産党県議会だより 2011年8月

ご意見・ご要望をお寄せ下さい。
日本共産党和歌山県議団 和歌山市小松原通1-1 県庁内
TEL 073(425)1138 FAX 073(425)1143 ホームページ: naxnet.or.jp/~w-jcpken/

高田県議は仁坂知事に原発についての考え方を質し、関電に和歌山の原発計画を断念させるよう求めました。(1面)

防災情報の周知について質問

高田県議は防災対策についてただしました。防災情報の周知では災害情報を携帯電話に発信するエリアメールの効果をたずね、防災無線が聞こえにくい家庭への戸別受信機の設置を求めました。危機管理監はエリアメールについて「登録なしで受信でき、音声読み上げなど障害者の方にも認知可能、停電時も24時間は対応している」と答えました。



高田由一 議員

高田県議は、地震・津波被害の過去の文献や痕跡調査をふまえ防災計画を見直すことや、緊急避難場所や高速道路への避難路の整備、避難誘導灯の設置を求めました。

また、白浜町湯崎の母子生活支援施設「県立白浜なぎさホーム」の移転計画について、移転先の同町寒さ浦は津波時に5m近い浸水が予想され埋立地で地盤も弱いとして、東日本大震災の津波を目の当たりにした今、移転計画は考え直すべきだと迫りました。

「緑の雇用」雇い止め問題

高田県議は、「緑の雇用」で本宮町森林組合に雇われていた9人が国の補助金削減を理由に解雇された問題で、県の補助事業でせつかく定着してきた方々の救済に全力で取り組むよう求めました。

避難所・避難計画の見直し、ダム・ため池の安全対策を

松坂県議は岩手県で震災ボランティアに参加した活動を報告し、東日本大震災で得た教訓を和歌山の震災・津波対策に生かすべきだとしました。

松坂県議は震災当日、県内沿岸での津波警報で避難した住民から「一人だと追い返された」「屋外へ脱出できなかった」など体制の不十分な避難所の例が報告されていることから、避難所と避難計画の見直しを求めました。

また松坂県議の要求により、現在の知見でのダム・ため池の再点検・安全対策と、最悪の事態を考えたシミュレーションがされることとなりました。



松坂英樹 議員

有害鳥獣防護柵支援の増額、保護区について問題提起

松坂県議は有害鳥獣対策で、防護柵設置への補助の要望が予算枠をこえて各市町村から出ていることを紹介し、増額補正を要求。また、捕獲を規制する鳥獣保護区が有害捕獲の壁になっていないかと問題提起しました。農林水産部長は「被害が発生した場合は保護区内でも一般地域と同様の対策で成果をあげている。保護区の指定等については被害状況を聞く」と答えました。

廃屋撤去には補助を 権利侵害問う

松坂県議は、廃屋の所有者に撤去を勧告・命令できる「景観支障条例」の対象が極めて限定されていることを明らかにし、実際に廃屋対策をすすめるには補助制度が必要だと提案。また命令・代執行を含む条例のため、県民の権利侵害にならないかとただしました。

日本共産党議員の質問

産廃業者に対する県の責任、和歌山市の処分場計画を追及

不法投棄が発覚し許可を取り消された紀の川市の安定型処分場では産廃が野晒しのまま放置されています。奥村県議は処理業許可を出した県の責任を追及し、悪臭がする産廃の処分についてただしました。環境生活部長は「施設、能力等を審査し許可した。事業者に必要な措置を命じ県としても環境保全につとめる」と答えました。



奥村規子 議員

また和歌山市で計画されている県内最大の最終処分場について、住民の不安にこたえるよう県の説明を求めました。環境生活部長は「許可権者は和歌山市。県としても情報収集に努める」と答えました。

国保滞納世帯への過酷な差し押さえやめよ

奥村県議は、高すぎる国保料(税)が払えず滞納している世帯への厳しい差し押さえが県内でも急増している実態をあげ、生活を脅かす差し押さえを中止するよう市町村を指導せよと迫りました。福祉保健部長は「公平・公正に実施していると理解しているが、県としても状況の把握に務める」と答えました。

介護保険法改定でのサービス切り下げ指摘

奥村県議は、介護保険法改定により市町村判断で要支援者を介護保険からサービス基準のない「総合事業」に移せることについて、介護に必要な費用を抑えるために軽度者からサービスをとりあげる第一歩だと指摘しました。

零細業者の家族労働を評価せよと反対討論

雑賀光夫県議は、和歌山県商工団体連合会婦人部協議会から提出された「所得税法第56条の廃止についての請願」が不採択されたことについて反対討論しました。

現行の所得税法第56条は中小零細業者の自家労働を評価せず経費算入しないものです。雑賀県議は、妻を夫の付属物とみる明治時代の世帯単位課税の考え方で、先進主要国では日本ぐらいであり、国連の女性差別撤廃委員会でも配偶者の地位が低いと取り上げられた問題だと指摘。不採択の後、総務委員会を傍聴していた女性から届いた「どうして私たちの思いを分かってくれないのか。税金を負けてほしいと言っているのではなく、業者婦人の人格・人権を認めてほしいのです。早朝から深夜まで夫と共に商売・事業を支えていても妻の労働は評価されず、所得証明もなく家のローンも組めない、事故があっても休業補償もない」という声を紹介し、白色申告の零細業者婦人の人格・人権を無視していいわけがない、青色申告と同等に所得分割するべきだと訴えました。



雑賀光夫 議員